

## 大阪広域環境施設組合規則第9号

大阪広域環境施設組合職員証規則の一部を改正する規則

大阪広域環境施設組合職員証規則（平成27年規則規則第31号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

第2条 この規則において「職員」とは、次に掲げる者以外の本組合の一般職に属する職員とする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
- (2) 地方公務員法第22条の3第4項若しくは第26条の6第7項第2号又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用された職員

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の大阪広域環境施設組合職員証規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。